

第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請者ファイル	
行政機関等の名称		市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		保健福祉部福祉支援課福祉政策係	
個人情報ファイルの利用目的		住民税非課税世帯等臨時特別給付金の審査事務における本人の資格審査や支給状況確認事務に係る申請及び支給状況の把握のために利用する。	
記録項目		1氏名、2個人番号、3性別、4住所、5世帯構成、6世帯番号、7世帯主、8令和3年度市町村民税均等割課税情報、9令和3年度扶養情報、10令和4年度市町村民税均等割課税情報、11令和4年度扶養情報、12口座情報、13給付金受給状況、14生年月日、15令和3年1月1日時点住所、16令和3年12月10日時点住所、17令和4年1月1日時点住所、18令和4年6月1日時点住所、19転入元住所、20転出先住所、21給付金支給日、22確認書発送日、22確認書受領日、23支援措置状況、24租税条約該当の有無、25申請日、26令和3年度収入状況、27令和4年度収入状況、28国籍、29連絡先電話番号、30職業、31生活保護受給状況、32続柄、33行政区、34行政班、35住民となった日、36住民となった事由、37住民でなくなった日、38住民でなくなった事由、39課税区分、40入所先矯正施設名、41入所先矯正施設住所、42措置入所等児童氏名、43措置入所等児童入所先施設名、44措置入所等児童入所先住所、45送付先設定住所、46送付先設定宛名、47申請区分、48支給方法、49代理人氏名、50代理人生年月日、51代理人続柄、52代理人住所、53代理人連絡先電話番号、54支給額	
記録範囲		住民税非課税世帯等臨時特別給付金を申請した者	
記録情報の収集方法		中間市総合情報システムの個人情報を利用	
要配慮個人情報の有無		有	
記録情報の経常的提供先		株式会社日本旅行 北九州支店（委託先）	
開示請求等を受理する組織	名称	中間市保健福祉部福祉支援課福祉政策係	
	所在地	〒809-8501 中間市中間1-1-1	
個人情報の訂正及び利用停止に関する他の規定による特別の手続等		-	
個人情報ファイルの種別		☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル） ☐ 有 ☒ 無
備考		中間市総合情報システムの記録情報の収集方法については同システムの個人情報ファイル簿に記載	

第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		総合行政システム（自立支援医療（精神通院医療、更生・育成医療））	
行政機関等の名称		市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		保健福祉部福祉支援課障がい者福祉係	
個人情報ファイルの利用目的		受給者等の支給情報や所得状況の把握、申請者の認定審査事務に利用	
記録項目		1申請受理番号、2決定連番、3申請連番、4申請宛名番号、5申請世帯番号、6申請者氏名、7生年月日、8性別、9現住所、10旧自治体名、11地区名、12行政区名、13班名、14受給者番号、15交付番号、16申請受理日、17決定日、18交付日、19判定依頼日、20判定受理日、21申請者電話番号、22前回受給者番号、23前回進達番号、24入院予定期間自、25通院予定期間、26訪問予定期間、27有効期間、28障害名、29傷病名、30障害部位、31医療方針、32特定疾病受領証有無、33医療機関、34職業名、35入院治療費概算額、36通院治療費概算額、37訪問看護等概算額、38医療費概算額計、39保険者番号、40被保険者番号、41被保険者氏名、42被保険者記号、43被保険者番号、44保険資格取得日、45保険資格喪失日、46資格喪失日、47資格喪失事由	
記録範囲		自立支援医療を申請した者	
記録情報の収集方法		中間市総合行政システムの個人情報を利用	
要配慮個人情報の有無		有	
記録情報の経常的提供先		福岡県精神保健福祉センター、福岡県障がい者更正相談所	
開示請求等を受理する組織	名称	中間市保健福祉部福祉支援課障がい者福祉係	
	所在地	〒809-8501 中間市中間1-1-1	
個人情報の訂正及び利用停止に関する他の規定による特別の手続等		-	
個人情報ファイルの種別		☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル） ☐ 有 ☒ 無
備考		-	

第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		総合行政システム（心身障害者手帳）	
行政機関等の名称		市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		保健福祉部福祉支援課障がい者福祉係	
個人情報ファイルの利用目的		手帳所持者の交付日や再認定、死亡・転出の資格喪失等を管理	
記録項目		1宛名番号、2氏名、3登録連番、4身障申請番号、5生年月日、6年齢、7性別、8電話番号、9現住所、10旧自治体名、11地区名、12行政区名、13班名、14認定先名、15交付日、16交付事由、17次判定年月日、18判定機関、19障害代表等級、20旧障害代表等級、21障害種別、22旧障害種別、23障害代表部位、24旧障害代表部位、25障害名詳細、26障害原因、27旧障害原因、28障害を受けた年月、29先天性後天性区分、30施設入所、31施設名、32喪失日、33喪失事由、34初回交付日、35保護者氏名、36保護者続柄、37保護者電話番号、38保護者現住所、39保護者旧自治体名、40保護者地区名、41保護者行政区名、42保護者班名、43保護者氏名、44申請日、45進達日、46手帳受け取り場所、47世帯番号、48世帯主区分、49世帯主名、50現存区分、51住基異動日、52住基異動事由、53住民となる日、54住民となる事由、55住民でなくなる日、56住民でなくなる事由、57転出予定日、58転出確定日、59送付先氏名、60送付先住所	
記録範囲		身体障害者手帳、療育手帳を取得している者	
記録情報の収集方法		中間市総合行政システムの個人情報を利用	
要配慮個人情報の有無		有	
記録情報の経常的提供先		福岡県障がい者更生相談所	
開示請求等を受理する組織	名称	中間市保健福祉部福祉支援課障がい者福祉係	
	所在地	〒809-8501 中間市中間1-1-1	
個人情報の訂正及び利用停止に関する他の規定による特別の手続等		-	
個人情報ファイルの種別		☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
備考		-	

第 1 号様式（第 2 条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金申請者ファイル	
行政機関等の名称		市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		保健福祉部福祉支援課福祉政策係	
個人情報ファイルの利用目的		電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の審査事務における本人の資格審査や支給状況確認事務に係る申請及び支給状況の把握のために利用する。	
記録項目		1氏名、2個人番号、3性別、4住所、5世帯構成、6世帯番号、7世帯主、8令和4年度市町村民税均等割課税情報、9令和4年度扶養情報、10口座情報、11給付金受給状況、12生年月日、13令和4年1月1日時点住所、14令和4年9月30日時点住所、15転入元住所、16転出先住所、17給付金支給日、18確認書発送日、19確認書受領日、20支援措置状況、21租税条約該当の有無、22申請日、23令和4年收入状況、24国籍、25連絡先電話番号、26職業、27生活保護受給状況、28続柄、29行政区、30行政班、31住民となった日、32住民となった事由、33住民でなくなった日、34住民でなくなった事由、35課税区分、36入所先矯正施設名、37入所先矯正施設住所、38措置入所等児童氏名、39措置入所等児童入所先施設名、40措置入所等児童入所先住所、41送付先設定住所、42送付先設定宛名、43申請区分、44支給方法、45代理人氏名、46代理人生年月日、47代理人続柄、48代理人住所、49代理人連絡先電話番号、50支給額	
記録範囲		電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を申請した者	
記録情報の収集方法		中間市総合情報システムの個人情報を利用	
要配慮個人情報の有無		有	
記録情報の経常的提供先		株式会社日本旅行 北九州支店（委託先）	
開示請求等を受理する組織	名称	中間市保健福祉部福祉支援課福祉政策係	
	所在地	〒809-8501 中間市中間1-1-1	
個人情報の訂正及び利用停止に関する他の規定による特別の手続等		-	
個人情報ファイルの種別		☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル） ☐ 有 ☒ 無
備考		-	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		物価高騰緊急支援給付金（均等割のみ課税世帯）申請者ファイル	
行政機関等の名称		市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		保健福祉部福祉支援課福祉政策係	
個人情報ファイルの利用目的		物価高騰緊急支援給付金（均等割のみ課税世帯）の審査事務における本人の資格審査や支給状況確認事務に係る申請及び支給状況の把握のために利用する。	
記録項目		1氏名、2個人番号、3性別、4住所、5世帯構成、6世帯番号、7世帯主、8令和5年度市町村民税均等割課税情報、9令和5年度扶養情報、10口座情報、11給付金受給状況、12生年月日、13令和5年1月1日時点住所、14令和5年12月1日時点住所、15転入元住所、16転出先住所、17給付金支給日、18確認書発送日、19確認書受領日、20支援措置状況、21租税条約該当の有無、22申請日、23令和5年收入状況、24国籍、25連絡先電話番号、26職業、27生活保護受給状況、28続柄、29行政区、30行政班、31住民となった日、32住民となった事由、33住民でなくなった日、34住民でなくなった事由、35課税区分、36入所先矯正施設名、37入所先矯正施設住所、38措置入所等児童氏名、39措置入所等児童入所先施設名、40措置入所等児童入所先住所、41送付先設定住所、42送付先設定宛名、43申請区分、44支給方法、45代理人氏名、46代理人生年月日、47代理人続柄、48代理人住所、49代理人連絡先電話番号、50支給額	
記録範囲		物価高騰緊急支援給付金（均等割のみ課税世帯）を申請した者	
記録情報の収集方法		中間市総合情報システムの個人情報を利用	
要配慮個人情報の有無		有	
記録情報の経常的提供先		株式会社日本旅行 北九州支店（委託先）	
開示請求等を受理する組織	名称	中間市保健福祉部福祉支援課福祉政策係	
	所在地	〒809-8501 中間市中間1-1-1	
個人情報の訂正及び利用停止に関する他の規定による特別の手続等		—	
個人情報ファイルの種別		☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル） ☐ 有 ☒ 無
備考		中間市総合情報システムの記録情報の収集方法については同システムの個人情報ファイル簿に記載	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		物価高騰緊急支援給付金（新たに住民税非課税及び均等割のみ課税世帯となる世帯）申請者ファイル	
行政機関等の名称		市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		保健福祉部福祉支援課福祉政策係	
個人情報ファイルの利用目的		物価高騰緊急支援給付金（新たに住民税非課税及び均等割のみ課税世帯となる世帯）の審査事務における本人の資格審査や支給状況確認事務に係る申請及び支給状況の把握のために利用す	
記録項目		1氏名、2個人番号、3性別、4住所、5世帯構成、6世帯番号、7世帯主、8令和5年度市町村民税均等割課税情報、9令和5年度扶養情報、10口座情報、11給付金受給状況、12生年月日、13令和5年1月1日時点住所、14令和5年12月1日時点住所、15転入元住所、16転出先住所、17給付金支給日、18確認書発送日、19確認書受領日、20支援措置状況、21租税条約該当の有無、22申請日、23令和5年收入状況、24国籍、25連絡先電話番号、26職業、27生活保護受給状況、28続柄、29行政区、30行政班、31住民となった日、32住民となった事由、33住民でなくなった日、34住民でなくなった事由、35課税区分、36入所先矯正施設名、37入所先矯正施設住所、38措置入所等児童氏名、39措置入所等児童入所先施設名、40措置入所等児童入所先住所、41送付先設定住所、42送付先設定宛名、43申請区分、44支給方法、45代理人氏名、46代理人生年月日、47代理人続柄、48代理人住所、49代理人連絡先電話番号、50支給額	
記録範囲		物価高騰緊急支援給付金（新たに住民税非課税及び均等割のみ課税世帯となる世帯）を申請した者	
記録情報の収集方法		中間市総合情報システムの個人情報を利用	
要配慮個人情報の有無		有	
記録情報の経常的提供先		株式会社日本旅行 北九州支店（委託先）	
開示請求等を受理する組織	名称	中間市保健福祉部福祉支援課福祉政策係	
	所在地	〒809-8501 中間市中間1-1-1	
個人情報の訂正及び利用停止に関する他の規定による特別の手続等		—	
個人情報ファイルの種別		☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に ☐ 有 該当するファイル ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
備考		中間市総合情報システムの記録情報の収集方法については同システムの個人情報ファイル簿に記載	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		物価高騰緊急支援給付金（非課税世帯）申請者ファイル
行政機関等の名称		市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		保健福祉部福祉支援課福祉政策係
個人情報ファイルの利用目的		物価高騰緊急支援給付金（非課税世帯）の審査事務における本人の資格審査や支給状況確認事務に係る申請及び支給状況の把握のために利用する。
記録項目		1氏名、2個人番号、3性別、4住所、5世帯構成、6世帯番号、7世帯主、8令和5年度市町村民税均等割課税情報、9令和5年度扶養情報、10口座情報、11給付金受給状況、12生年月日、13令和5年1月1日時点住所、14令和5年12月1日時点住所、15転入元住所、16転出先住所、17給付金支給日、18確認書発送日、19確認書受領日、20支援措置状況、21租税条約該当の有無、22申請日、23令和5年收入状況、24国籍、25連絡先電話番号、26職業、27生活保護受給状況、28続柄、29行政区、30行政班、31住民となった日、32住民となった事由、33住民でなくなった日、34住民でなくなった事由、35課税区分、36入所先矯正施設名、37入所先矯正施設住所、38措置入所等児童氏名、39措置入所等児童入所先施設名、40措置入所等児童入所先住所、41送付先設定住所、42送付先設定宛名、43申請区分、44支給方法、45代理人氏名、46代理人生年月日、47代理人続柄、48代理人住所、49代理人連絡先電話番号、50支給額
記録範囲		物価高騰緊急支援給付金（非課税世帯）を申請した者
記録情報の収集方法		中間市総合情報システムの個人情報を利用
要配慮個人情報の有無		有
記録情報の経常的提供先		株式会社エイチ・アイ・エス（委託先）
開示請求等を受理する組織	名称	中間市保健福祉部福祉支援課福祉政策係
	所在地	〒809-8501 中間市中間1-1-1
個人情報の訂正及び利用停止に関する他の規定による特別の手續等		—
個人情報ファイルの種別		☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に ☐ 有 該当するファイル ☒ 無 ☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
備考		中間市総合情報システムの記録情報の収集方法については同システムの個人情報ファイル簿に記載

第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		物価高騰緊急支援給付金申請者ファイル	
行政機関等の名称		市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		保健福祉部福祉支援課福祉政策係	
個人情報ファイルの利用目的		物価高騰緊急支援給付金の審査事務における本人の資格審査や支給状況確認事務に係る申請及び支給状況の把握のために利用する。	
記録項目		1氏名、2個人番号、3性別、4住所、5世帯構成、6世帯番号、7世帯主、8令和5年度市町村民税均等割課税情報、9令和5年度扶養情報、10口座情報、11給付金受給状況、12生年月日、13令和5年1月1日時点住所、14令和5年12月1日時点住所、15転入元住所、16転出先住所、17給付金支給日、18確認書発送日、19確認書受領日、20支援措置状況、21租税条約該当の有無、22申請日、23令和5年收入状況、24国籍、25連絡先電話番号、26職業、27生活保護受給状況、28続柄、29行政区、30行政班、31住民となった日、32住民となった事由、33住民でなくなった日、34住民でなくなった事由、35課税区分、36入所先矯正施設名、37入所先矯正施設住所、38措置入所等児童氏名、39措置入所等児童入所先施設名、40措置入所等児童入所先住所、41送付先設定住所、42送付先設定宛名、43申請区分、44支給方法、45代理人氏名、46代理人生年月日、47代理人続柄、48代理人住所、49代理人連絡先電話番号、50支給額	
記録範囲		物価高騰緊急支援給付金を申請した者	
記録情報の収集方法		中間市総合情報システムの個人情報を利用	
要配慮個人情報の有無		有	
記録情報の経常的提供先		株式会社日本旅行 北九州支店（委託先）	
開示請求等を受理する組織	名称	中間市保健福祉部福祉支援課福祉政策係	
	所在地	〒809-8501 中間市中間1-1-1	
個人情報の訂正及び利用停止に関する他の規定による特別の手続等		-	
個人情報ファイルの種別		☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル） ☐ 有 ☒ 無
備考		中間市総合情報システムの記録情報の収集方法については同システムの個人情報ファイル簿に記載	

第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金申請者ファイル	
行政機関等の名称		市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		保健福祉部福祉支援課福祉政策係	
個人情報ファイルの利用目的		電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の審査事務における本人の資格審査や支給状況確認事務に係る申請及び支給状況の把握のために利用する。	
記録項目		1氏名、2個人番号、3性別、4住所、5世帯構成、6世帯番号、7世帯主、8令和5年度市町村民税均等割課税情報、9令和5年度扶養情報、10口座情報、11給付金受給状況、12生年月日、13令和5年1月1日時点住所、14令和5年5月1日時点住所、15転入元住所、16転出先住所、17給付金支給日、18確認書発送日、19確認書受領日、20支援措置状況、21租税条約該当の有無、22申請日、23令和5年收入状況、24国籍、25連絡先電話番号、26職業、27生活保護受給状況、28続柄、29行政区、30行政班、31住民となった日、32住民となった事由、33住民でなくなった日、34住民でなくなった事由、35送付先設定住所、36送付先設定宛名、37申請区分、38支給方法、39代理人氏名、40代理人生年月日、41代理人続柄、42代理人住所、43代理人連絡先電話番号、44支給額	
記録範囲		令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を申請した者	
記録情報の収集方法		中間市総合情報システムの個人情報を利用	
要配慮個人情報の有無		有	
記録情報の経常的提供先		株式会社日本旅行 北九州支店（委託先）	
開示請求等を受理する組織	名称	中間市保健福祉部福祉支援課福祉政策係	
	所在地	〒809-8501 中間市中間1-1-1	
個人情報の訂正及び利用停止に関する他の規定による特別の手続等		-	
個人情報ファイルの種別		☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
備考		中間市総合情報システムの記録情報の収集方法については同システムの個人情報ファイル簿に記載	